

千葉県狭あい道路拡幅整備要領

(趣旨)

第1条 この要領は、千葉県狭あい道路拡幅整備要綱（平成14年4月1日施行。以下「整備要綱」という。）第16条及び千葉県狭あい道路拡幅整備助成金等交付要綱（平成14年4月1日施行。以下「交付要綱」という。）第13条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(電柱等)

第2条 整備要綱第2条第9号に規定する電柱等は、電柱、道路標識、カーブミラーその他これらに類するものとする。

(助成対象物の確認方法)

第3条 整備要綱第5条に規定する助成対象物の確認の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 門柱、門扉、塀及び擁壁については、位置、構造、長さ、高さ及び幅の確認
- (2) 公共汚水柵及び雨水公共柵については、位置、材質及び大きさの確認
- (3) 量水器については、位置の確認
- (4) 樹木及び生け垣については、位置、樹種、本数、根本周、樹高及び枝幅の確認

(算定標準書に表示されていない形状寸法の単価)

第4条 助成対象物の形状寸法が算定標準書の数値の中間値となる場合の単価は、上位の形状寸法によるものとする。ただし、擁壁の築造においては、その間を直線補完によって算出した単価とする。

(建築行為を伴わない場合の助成対象物)

第5条 整備要綱第14条第2項に規定する建築行為を伴わない場合の助成対象物は、次の各号に掲げる物とする。

- (1) 後退用地等並びに拡幅前と同等の駐車場機能を確保する為に必要となる土地の範囲内にある門柱、門扉、塀、擁壁、公共汚水柵、雨水公共柵及び量水器
- (2) (1)の範囲に加え敷地側へ50センチメートル後退した範囲内にある樹木及び生け垣

(助成額の算定)

第6条 交付要綱第3条第1項に定める助成金の算定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 撤去費は、基礎の撤去を加えたものとする。
- (2) 運搬費と処分費は、定額とする。
- (3) 諸経費は、撤去費又は新設費の25パーセントとする。
- (4) 樹木及び生け垣の移植における管理程度補正率は、1.0とする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。